

令和8年度 壬生町老人保健福祉施設整備法人募集要項 【再々公募】

(広域型特別養護老人ホームの増床)

1 事業の内容

(1) 事業名

壬生町老人保健福祉施設整備事業
(広域型特別養護老人ホームの増床)

(2) 事業年度(整備年度)

令和8年度に法人決定、令和9年度以降の開所を予定。

(3) 事業概要

ア 事業目的

「第9期壬生町高齢者保健福祉計画 令和6年度～令和8年度」に基づく、老人保健福祉施設の整備のため、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(広域型)を開設する法人等を募集します。

イ 担当部局

壬生町住民福祉部健康福祉課高齢福祉係
〒321-0292
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1
電 話：0282-81-1830
ファックス：0282-81-1121
メー ル：kenko@town.mibu.tochigi.jp

ウ 整備施設

ユニット型 特別養護老人ホーム増床
(30人 2～3ユニット)

エ 施設条件

- ① 町が定める設備及び運営に関する基準等に適合すること。
- ② 整備施設は、ユニット型(1ユニット概ね10人以下とし、15人を超えない)であること。

- ③ 整備にあたっては、ショートステイ居室の併設も可能であること。
- ④ 入居者となじみの関係を構築するため、各ユニットに職員を固定配置すること。
- ⑤ 整備施設は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」における「公共建築物」となることから、可能な限り、県産出材利用による木造化・木質化に努めるものであること。平屋建て（一定の要件を満たす場合、2階建ても可）の場合は、県産出材を利用した木造建築物（準耐火建築物）であることが望ましいこと。

オ 整備場所（日常生活圏域）

壬生町内全圏域

カ 土地条件

(ア) 整備施設を建設する土地は、次に掲げる条件のいずれかに合致するものとします。

① 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められた地域（工業専用地域を除く。）

② 用途地域が定められていない地域の場合、家族や地域住民との交流の機会が確保されていると認められる地域（50 戸以上の建築物の敷地が 50m 以内（1 か所に限り 60m 以内でも可）の間隔で存している地域又は、開発区域を含んだ 3ha（半径 100m の円又は 100m×100m の正方形を 3ヶ所連続させたもの。）内に、主たる建築物が 20 戸以上存している地域をいう。

ただし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号で定める農用地区域を除くこととし、当該区域の除外が可能であると見込まれる場合であっても立地可能場所には含まない。）

(イ) (ア) で定める土地については、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3 に基づき浸水想定区域に指定された区域内及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条及び第 9 条に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に含まれないことを原則とする。

ただし、避難確保計画（非常災害対策計画と一体的に作成されているものを含む。）の内容及びそれに基づく行動により、施設利用者等の避難確保の実効性を担保できるとあらかじめ認める場合には、この限りではありません。

(り) (ア)で定める土地については、整備法人が所有しているか、又は取得する予定であることを原則とします。

ただし、存続期間が50年以上の定期借地権を設定し、かつ、これを登記する場合には、この限りではありません。

2 応募資格

応募する資格を有する者は、介護保険法で規定する欠格要件に該当しない者であって、次に掲げる者とします。

- (1) 既存の社会福祉法人であって、主たる事務所が栃木県内にある者
- (2) 町内にて特別養護老人ホームを運営している者

3 日程

募集及び選定のスケジュールは次のとおりとします。

募集要項等の配布	令和8年10月21日（水）～
応募書類の提出受付	令和8年11月10日（火） ～令和8年11月30日（月）

※ 応募書類を審査後、プレゼンテーション及び面接を実施します。

※ プレゼンテーション及び面接日程の詳細については、個別に連絡します。

4 応募の手続き

(1) 募集要項等の配布

ア 期 間 令和8年10月21日（水）から（ただし、土日祝日は除く。）

イ 時 間 午前9時から午後4時まで

ウ 場 所 壬生町住民福祉部健康福祉課

エ 配布物 募集要項、参考資料等

※ 募集要項及び申請書様式は、町ホームページからもダウンロードできます。

(2) 募集要項等の説明会

ア 開催日時 令和8年10月27日（火） 午前10時～

イ 開催場所 壬生町役場 101会議室

(3) 質問の受付方法及び回答

本要項に関する不明な点があった場合、ファックス又はメールにて質問を受付けいたします。質問の方法・受付・回答は以下のとおりです。

ア 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめて、質問書（様式1）に記入のうえ、ファックス又は

メールにより提出してください。その場合、送信の旨を電話等で連絡してください。
これ以外の、電話、口頭等による質問は受け付けません。ただし、極めて軽微な事柄については、この限りではありません。

イ 質問の受付

- (ア) 期間 令和8年10月28日（水）から （ただし、土日祝日は除く。）
- (イ) 時間 午前9時から午後5時まで
- (ウ) 場所及び送付先 壬生町住民福祉部健康福祉課
ファックス：0282-81-1121
kenko@town.mibu.tochigi.jp

ウ 回答

質問があった場合は、回答書を郵送します。電話や口頭での回答は行いません。
ただし、極めて軽微な事柄については、この限りではありません。

(4) 応募書類の提出

応募は、次に従い、応募書類を提出してください。

- ア 提出期間 令和8年11月10日（火）
から令和8年11月30日（月）まで （ただし、土日祝日は除く）
- イ 提出時間 午前9時から午後4時
- ウ 提出場所 壬生町住民福祉部健康福祉課
- エ 提出書類 本要項6のとおり
- オ 提出部数 正本1部、副本12部（副本はコピー可）
- ※ 提出書類は、A4版フラットファイル等で綴り、項目ごとにインデックスを付け、表紙、背表紙に法人名等を記載してください。

カ 提出方法

応募書類の提出は、提出期間内の提出時間内に提出場所へ持参することにより行います。郵送及びメールによるものは受け付けません。

(5) 応募者によるプレゼンテーション（整備計画の発表）及び面接

- ア 応募者（法人）のプレゼンテーション及び面接（ヒアリング）は、次により実施します。応募者（法人）の出席は、理事長又は法人運営に係る理事1名及び施設長予定者1名の計2名とします。（応募者から委託された業者による代理出席は認めません。）1法人あたりの説明時間は20分以内とします。

また、応募者は、他の応募者のプレゼンテーションの内容を知ることはできません。

イ プレゼンテーションにおける応募者の必須説明事項は次のとおりとします。

- ① 事業の実施方針に関する事項
- ② 建築計画に関する事項
- ③ 職員配置計画に関する事項
- ④ 施設運営計画に関する事項
- ⑤ 資金計画に関する事項
- ⑥ 非常災害時における危機管理体制（避難計画）に関する事項

※ プレゼンテーション時に追加の説明用資料は配布できません。

ウ 面接

プレゼンテーション終了後、引続き「壬生町老人保健福祉施設整備法人等審査委員会」委員による面接を行います。

(6) 審査結果の通知・公表等

審査結果は、応募者宛て通知するとともに、選定した整備法人名、審査結果の概要等を町公式ウェブサイトで公表します。なお、応募者等からの審査内容に関する問い合わせには応じません。

(7) その他

担当課が配布する質問回答書その他の追加資料は、募集、審査、条件等に関し、この要項と一体のものとして扱うものとします。

5 審査

応募者から提出された整備計画の審査は、審査の透明性及び公平性の確保を目的として設置した「壬生町老人保健福祉施設整備法人等審査委員会」において行います。

この事業において、応募者がいない場合又は審査の結果、提出された整備計画のいずれも本事業の目的を達成することができないと判断した場合は、事業者の決定を行わないことがあります。

6 提出書類

- (1) 老人保健福祉施設整備計画概要書（事業の実施方針・整備計画の概要を含む）
- (2) 敷地一覧表（別紙様式a）
- (3) 敷地に係る寄付確約書又は売渡確約書（所有者の印鑑登録証明書添付）
- (4) 資金計画表（別紙様式b）
- (5) 市中金融機関等からの融資確約書（借入がある場合のみ）

- (6) 当初寄付一覧（別紙様式 c）及び寄付確約書（寄付者の印鑑登録証明書添付）
- (7) 資金寄付者の所得証明書及び預金残高証明書（寄付者全員について同一日付のもの）
- (8) 敷地又は資金の寄付者が法人の場合は、法人の定款、法人登記簿謄本及び決算書類（直近3年分）
- (9) 壬生町の都市計画図（計画地を示したもの）
- (10) 計画地案内図（計画地を含む広域的な道路地図、計画地を示したもの）
- (11) 計画地周辺の住宅地図（既存の地図を活用する場合は著作権にご注意ください）
- (12) 計画地の土地利用計画図（建物、構築物、竹木、上下水配管等を記載）
- (13) 建物の配置図、平面図（冷暖房及びスプリンクラー平面図を含む）及び立面図
- (14) 各室の面積表（壁芯及び内法。各室ごとに床、壁、天井の木造・木質化を表示）
- (15) 計画地等の公図（計画地、隣接地、進入路を含む）
- (16) 計画地の土地登記簿謄本
- (17) 既存の社会福祉法人にあっては、直近の指導監査に係る業務是正改善を要する事項に対する報告書、定款、法人登記簿謄本及び決算書類（直近3年分）
- (18) 社会福祉法人を新たに設立する場合にあっては、設立代表者の住民票抄本及び印鑑登録証明書
- (19) 社会福祉法人以外の法人にあっては、代表者の住民票抄本、印鑑登録証明書、定款又は寄付行為、法人登記簿謄本及び決算書類（直近3年分）
- (20) 代表者及び施設長（管理者）予定者の履歴書（顔写真付）
- (21) 計画地及び周辺の現況写真

※ 書類の提出に際しては、提出書類一覧表（提出書類確認表）を必ず添付してください。

7 応募に当たっての留意点

(1) 応募法人について

施設の整備法人及び運営法人は同一であることとします。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出資料の変更の禁止

提出した書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。

(6) 提出時審査

次のいずれかに該当する場合は、他の応募条件を満たしていても応募は受け付けません。

ア 専任の事務担当者（施設長予定者との兼務可）が配置されていない場合

イ 新たに社会福祉法人を設立する場合にあっては、もっとも寄付の多い者（寄付者が法人の場合はその代表者）が設立代表者でない場合

ウ 建設予定地に抵当権等所有権以外の権利が設定されている場合（権利者からの解除確約書が添付されている場合を除く。）

(7) その他禁止事項と欠格事項等

ア 法人審査委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合は、応募を無効とします。

イ 応募内容と実際の事業計画に著しい変更がある場合は、整備法人の決定を取り消すことがあります。

ウ その他町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認めた場合は、応募を無効とします。

< 提出書類の綴じ方参考例 >

